

議 案

議案第 1 号

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成 29 年度の事業実施方針（案）
について

法第 18 条の規定により策定した千葉県キョン防除実施計画の進行管理

（法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成29年度の
事業実施方針（案）について

1 内容

別紙「千葉県キョン防除実施計画に基づく平成29年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目的

千葉県キョン防除実施計画に基づき、生息状況調査を実施するとともに、県内に生息するキョンの生息域の拡大抑制、及び生息数の抑制を図るための捕獲事業を実施する。

3 事業実施期間

平成29年10月から平成30年3月まで

4 理由

平成25年に改定した千葉県キョン防除実施計画の中で、生息状況等を把握するためのモニタリングを実施し、防除の効果を検証するとともに、モニタリングを防除事業に適切に反映することとなっている。

また、キョンの生息域が拡大し、生息数が増加していることから、平成18年度から、県による捕獲事業を実施しているところである。

このため、県の捕獲事業及び生息状況調査の実施地域等について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

千葉県キョン防除実施計画に基づく平成29年度の
事業実施方針(案)について

1. 捕獲事業

キョンの捕獲については、これまで県が実施してきた捕獲事業において一定の成果が得られたことから、今後は生息数の増加に歯止めをかけるため、生息数の多い地域において強度の捕獲圧をかける。また、自動撮影カメラを捕獲対象地域に設置し、捕獲の効果検証を行う。

- 捕獲期間：平成29年11月～平成30年2月
- 対象地域：いすみ市H2ユニットの一部、鴨川市G8及びG10ユニットの一部
- 捕獲目標：いすみ市250頭、鴨川市50頭
- カメラ調査期間：平成29年10月～平成30年3月

2. 生息状況調査

キョンの生息状況を把握するため、糞粒調査を実施する。平成29年度及び30年度でキョンの生息域全体の状況を把握するよう、平成29年度は生息域のおよそ半分の地域で調査を実施する。なお、鴨川市(管理ユニットG1)、勝浦市(管理ユニットU1)、いすみ市(管理ユニットH2)については毎年調査を実施する。

- 調査期間：平成30年1月
- 対象地域：鴨川市、勝浦市、大多喜町、市原市、木更津市、袖ヶ浦市、
いすみ市(管理ユニットH2のみ)

※平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、これまで生息域を2つに区分して隔年で実施していた調査を、3つに区分して3年で一回りするように変更した。しかしながら、3年に一度の調査では調査間隔が大きく、現状を正しく反映していないことが懸念されることから、平成29年度から隔年での実施に戻す。

3. 住宅地出没状況調査【新規】

一部地域でキョンが住宅地に出没し、花壇の食害や鳴き声等が問題となっているが、住宅地に出没するキョンを罠で捕獲する上で、飼いネコやノラネコの錯誤捕獲が懸念されている。このため、キョン及びネコの出没状況を自動撮影カメラにより把握することで、ネコを錯誤捕獲するおそれが少なく、且つ、住宅地に出没するキョンを効果的に捕獲できる場所を特定するための調査を、新たに実施する(1. 捕獲事業のカメラ調査と併せて実施)。

- 調査期間：平成29年10月～平成30年3月
- 対象地域：いすみ市の一部

4. 生態調査【新規】

キョンは千葉県と東京都（大島）にしか生息が確認されておらず研究が進んでいないことから、生態が十分に解明されていない。このため、キョンに GPS 発信機を装着し、行動パターンや移動ルートを把握することで、わなの効果的な設置場所等を検討する。

- 調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 12 月（予定）
- 対象地域：いすみ市内（県捕獲の対象地域外）

5. 捕獲個体分析

県が実施するキョン捕獲事業や、市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業で捕獲された個体を回収し、年齢や妊娠率、栄養状態等の分析を行う。

- 実施期間：平成 29 年 12 月～平成 30 年 2 月

6. 生息数推定【新規】

キョンについては、糞粒区画法及び出生数捕獲数法により個体数を推定しているが、一部の市町村で個体数が過大もしくは過小に推定されている可能性がある。そこで、近年、より確度及び精度の高い推定方法として利用され始めている階層ベイズ法を用いて、個体数推定を行うとともに将来予測を実施し、市町村ごとの捕獲目標を提示する。

- 実施期間：平成 29 年度中